

芦屋市ファミリー・サポート・センター災害時対応について

- ◆あわてず、安全を最優先に行動しましょう。
- ◆会員同士が連絡を取り合う努力をしましょう。
- ◆センターと連絡が取れなくなることが予想されるため、会員相互で災害時の緊急連絡先及び避難場所等の確認をしていただくようお願いいたします。

<芦屋市に震度5弱以上の地震が発生した場合>

状 況	協力会員の対応	依頼会員の対応
援助活動前	<ul style="list-style-type: none"> ・発生当日の援助活動は中止となります。 ・サポート中止を双方で確認してください。 	
援助活動中	<ul style="list-style-type: none"> ・預かっている子どもと自身の安全確保を最優先に行動してください。 ・状況によって、活動場所を移動するか、避難所に避難してください。 ・依頼会員に安否・居場所を連絡してください。 ・子どもを確実に依頼会員に引き渡してください。 ・依頼会員に子どもを引き渡すまでが援助活動となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全を確認しながら速やかに子どもを活動場所もしくは避難場所へ迎えに行ってください。
地震発生翌日以降の援助活動再開について	<ul style="list-style-type: none"> ・会員同士が連絡を取り合い、安全が確保できた状態で再開してください。 ・センターに連絡をしてください。 	

※状況に応じて臨機応変に対応してください。

- ★芦屋市の震度5弱以上の地震発生によるキャンセルには、キャンセル料は発生しません。
- ★保護者が帰宅困難になった場合等、預かりの時間が延長になる場合があります。その場合、通常どおりの利用料が発生します。
- ★ファミリー・サポート・センターで加入している補償保険では、地震・津波・噴火の天災の場合、保険対象外となりますのでご注意ください。（万が一、けが等があった場合は、センターにご連絡、ご相談ください。）

<芦屋市立小学校・学童保育・幼稚園の対応>

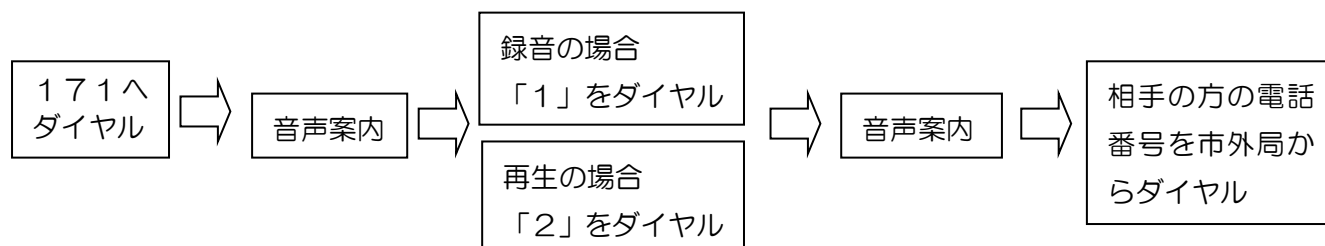
- ・震度5弱以上の地震が発生した場合は休校、休園。
- ・子どもが市内の公立の小学校・学童保育・幼稚園にいる間に震度5弱以上の地震が発生した場合は保護者が迎えに来るまでその場で待機。
- ・津波警報、大津波警報発令時の場合、注意報に引き下げられるまでは、児童は下校させない。（詳細については、各小学校等にお問い合わせください。また、上記以外の保育施設等をご利用の方は、各自でご確認ください。）

<災害時連絡の取れない場合の連絡方法>

① NTT の「災害伝言ダイヤル171」を利用

災害時は、公衆電話が災害優先電話に指定となるため、携帯電話、一般加入電話が制限されます。電話がつながりにくい状態が予想されるので、災害発生時安否確認などの伝言を録音・再生できるサービスを利用してください。

■171の使い方



② 携帯は「災害用伝言板（震度6以上）」を利用

大規模災害発生時に、自分の安否情報を登録し、インターネットなどを通じて携帯電話やパソコンから登録情報を確認できます。詳細は各社にお問い合わせください。

芦屋市ファミリー・サポート・センター
659-0051 芦屋市呉川町 14-9 保健福祉センター2F
Tel：0797-25-0521／Fax：0797-25-0523
月曜日～金曜日 9：00～17：30
センター閉所日：土日祝日年末年始